蝶理健康保険組合及び健康保険組合連合会が
共同で実施する医療費分析事業の公表について

蝶理健康保険組合
理事長　津山直樹

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用――については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

蝶理健康保険組合（以下「当組合」という。）では、データに基づいた効果的な保健事業の実施及び医療費適正化のため、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）における健診・医療費分析事業へ参画し、個人情報保護法に基づき作成した仮名加工情報を健保連と共同で利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名及び住所並びに法人代表者の氏名――について、次のように公表いたします。

１．健保連との医療費分析事業の共同実施について

当組合は、データに基づいた効果的な保健事業の実施及び医療費適正化を目的として、健保連における健診・医療費分析事業へ参画し、個人情報保護法に基づき作成した仮名加工情報を健保連と共同で利用します。なお、仮名加工情報の共同利用は、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号及び第 41 条第 6 項の規定に基づき実施します。

２．共同利用する仮名加工情報の項目について

・特定健康診査・特定保健指導実績報告データ
・診療報酬明細書（レセプト）データ

上記データについては、健康保険組合連合会の定める（別紙）「全体集計アップロード作成機能における個人情報の取扱いについて」「３．研究用アップロードデータ」に則り、個人情報に関する項目の除外またはマスキングを実施しており、個人を識別できる情報は含んでおりません。

３．共同利用する者の範囲について

・蝶理健康保険組合
・健康保険組合連合会

４．共同利用する者の利用目的について

健保連にて各健保組合から提供されたデータを取りまとめ、各組合で保健事業を実施するにあたっての指標となる調査報告をホームページ等で公表を行うほか、医療政策における課題等を分析するための調査研究に利用します。

５．共同利用する仮名加工情報の管理について責任を有する者について

蝶理健康保険組合

理事長　津山　直樹

所在地　大阪市中央区淡路町４丁目２番１３

管理責任者　常務理事